

「子ども・被災者支援法」 を守れ！

法の理念を踏みにじる
避難者の切捨て「基本方針案」

2015年7月29日

 **FoE Japan**

満田夏花

改定のポイント

線量が低減した



「空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から避難する状況にはなく、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当である」

(当面の間は維持)

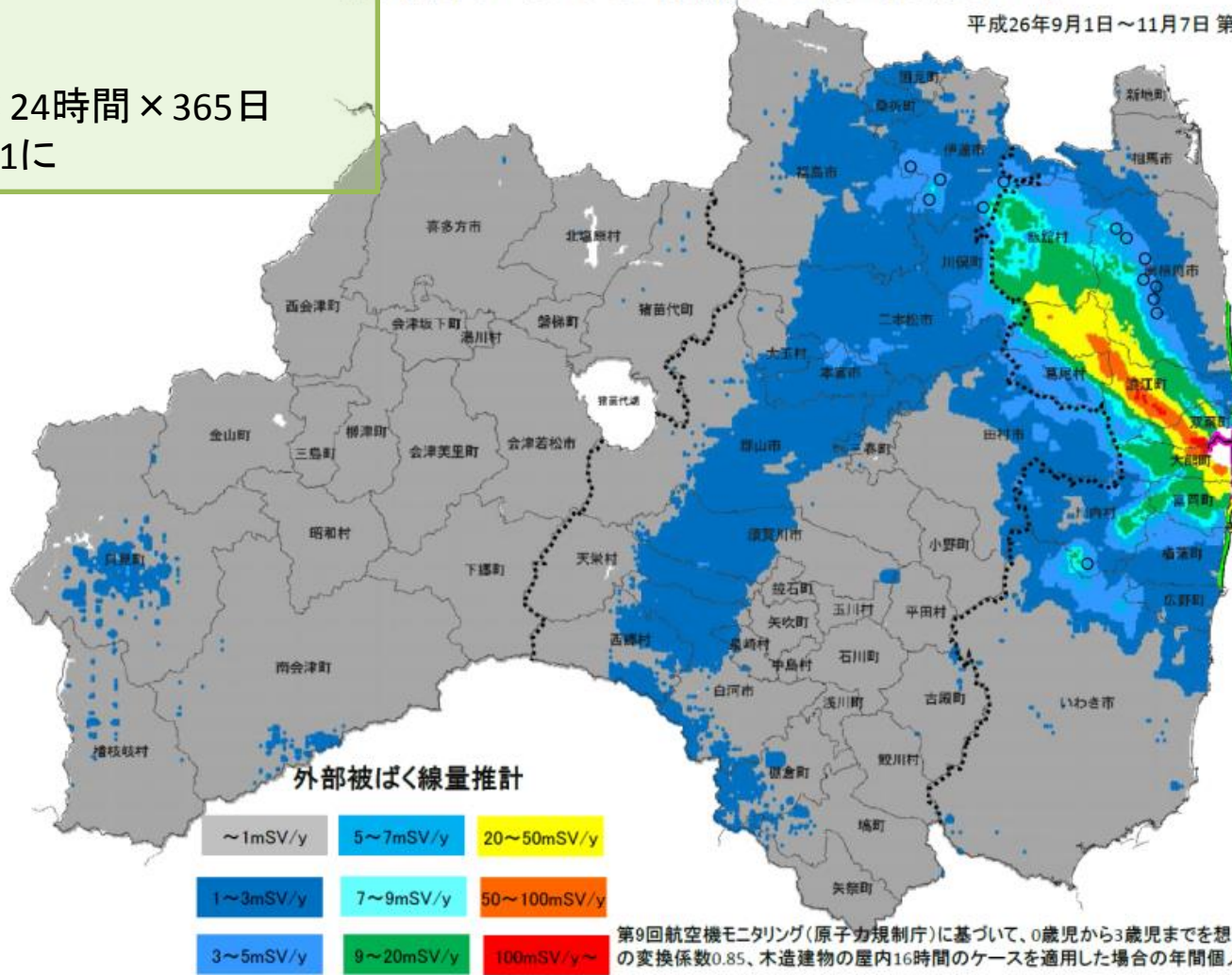
復興庁作成の図
 福島県を切り出し
 計算式:

$$0.85 \times (8\text{時間} + 16\text{時間} \times 0.4) \times \text{空間線量率}(\mu\text{Sv}/\text{時}) \times 365\text{日}$$

普通に
 空間線量率 \times 24時間 \times 365日
 とした値の0.51に

福島県内における外部被ばく線量推計(H26)

平成26年9月1日～11月7日 第9次モニタリング



第9回航空機モニタリング(原子力規制庁)に基づいて、0歳児から3歳児までを想定する個人線量への変換係数0.85、木造建物の屋内16時間のケースを適用した場合の年間個人線量推定

外部被ばく線量推計の概要

【線量評価上の一日の実効線量計算方法】

一日の実効線量 = 屋内線量 + 屋外線量 + 移動中線量

【今回の実効線量の計算】(仮定ケース)

年間実効線量 = 一日の実効線量 × 365

一日の実効線量 = 0.85 × (8[時間] + 16[時間] × 0.4)
× 空間線量率 (バックグラウンド分を減)

(0.85: 放医研とJAEAによる研究の0~3歳を想定した最も保守的な値)

【設定条件】

- 屋内時間を16時間と設定
- 屋外時間を8時間と設定
- 線量低減係数は、木造建築物屋内を平均した0.4とした
- 航空機モニタリング空間線量率 [μ Sv/h] (周辺線量当量率 [μ Sv/h]) に0.85を乗じて実効線量率に換算
- バックグラウンドは0.04とした。

福島県内における個人被ばく線量測定事業の結果概要まとめ

そもそも個人線量計で判断することは大問題。
さらに、平均値を示して、「1mSv以下」と言っている。

自治体	直近属性		最直近[mSv/y]			参考[mSv/y]		除				
	A)県外避難者数	B)人口	C)1m以上数	D)測定数	E) 1mSv以上比 (C/D)	F)測定期	G)平均値		H)最大値	I)宅地除		
郡山市	2,306	329,077	33	7,981	1.33%	H26.11	0.37	1.88	50.1	H28.3	未就学児	
いわき市	5,174	325,914	1,449	31,235	4.6%	H23.11	0.44		24.5	H29.3	年齢を限らない全住民	
福島市	2,607	283,066	659	46,998	4.37%	H26.9	0.44		60.3	H28.9(除染全体)	乳幼児から中学生	
須賀川市	267	76,898	154	7,193	2.1%	H25.9	0.36	1.86	45.7	H28.3	乳幼児から高校生	
南相馬市	11,988	63,444	1,033	6,942	14.9%	H26.6	0.60	2	24.1	H29.3	年齢を限らない全住民	
白河市	188	62,662	42	14,626	0.29%	H26.7	0.32	1.6	45.4	H29.3	乳幼児から中学生	
伊達市	340	61,947	5,502	21,080	26.1%	H25.7	0.76		77.0	H28.3	年齢を限らない全住民	
二本松市	295	56,183	564	5,643	10.0%	H26.5	0.66	5.22	72.8	H28.3	中学生以下と妊婦、高校生以上(希望者)	
相馬市	1,003	35,462	8	3,173	0.25%	H25.5	0.65	1.50	19.7	H28.3	乳幼児、小中学生、妊婦	
矢吹町	72	17,903	2	1,484	0.13%	H23.10	0.31	1.32	23.8	H28.3	年齢を限らない全住民	
桑折町	53	12,062	6	633	0.9%	H25.8	0.40		99.7	H26.12	乳幼児、小中学生、妊婦	
国見町	20	9,465	6	501	1.2%	H25.8		3.6	72.9	H28.3	乳幼児から中学生	
平田村	4	6,422	5	884	0.57%	H23.11				調査にて終了	終了済み	15歳以下
広野町	1,720	4,990	0	79	0	H26.5		0.72	97.4			
鮫川村	5	3,650	1	511	0.20%	H23.10	0.34	1.08	100.0			
合計値	26,042	1,349,145	9,464	148,963	6.4%		0.49					

最大値の方をみるべき。
いわき・福島・伊達市の最大値がブランク？

- ・ 県外避難者数: 県外避難有効発信数(福島県調べ)より引用
- ・ 支援対象地域を中心とした、各市町村のHPに公表されているデータの中から、年間1mSv以上の人数の抽出が可能なデータについて、各市町村に確認して取りまとめたもの。
- ・ なお、各市町村における測定は、市町村毎の方法で実施されており、必ずしも測定時期・期間、線量計の配布対象者・数、測定機器等が統一されたものではないため、市町村間でデータ比較を行うことは適切ではないことに留意が必要。例えば、年齢に限らない全住民を線量計の配布対象としている場合、一般に高線量地域を移動する者が含まれることにより測定値が高くなる傾向にある。

「一定の線量」「相当な線量」

【子ども・被災者支援法】

支援対象地域＝「一定の線量」以上、20ミリ以下

【子ども・被災者支援法 基本方針】2013年10月

支援対象地域＝

「避難指示区域から連続しており、相当の線量の地域」と言い換え

2015年6月25日付け規制庁文書

支援対象地域は、そもそも避難指示がかかっていない区域であり、現状のこの地域における空間線量率は、当然のごとく、上記の避難指示解除準備区域よりも低い...

事故から4年以上が経過した現在、多くの避難指示準備解除区域においても、空間線量率から積算される実効線量は、避難指示準備解除地域の基準となる20ミリシーベルトを大きく下回る状況である。加えて、福島県の複数の市町村が、個人線量計による測定結果を公表しており、それによると、一部の地域を除いて、支援対象地域の住民の大部分の年間個人被曝線量は、1ミリシーベルトを下回っている。このように、支援対象地域の空間線量率や、個人線量計による測定結果等の科学的なデータから見ると、現在、避難する必要のある状況ではない。

よくよく読むと・・・

支援対象地域は、避難指示解除準備区域より線量が低い



避難指示解除準備区域は、20ミリシーベルトを大きく下回る



支援対象地域も、当然にして20ミリシーベルトを大きく下回る



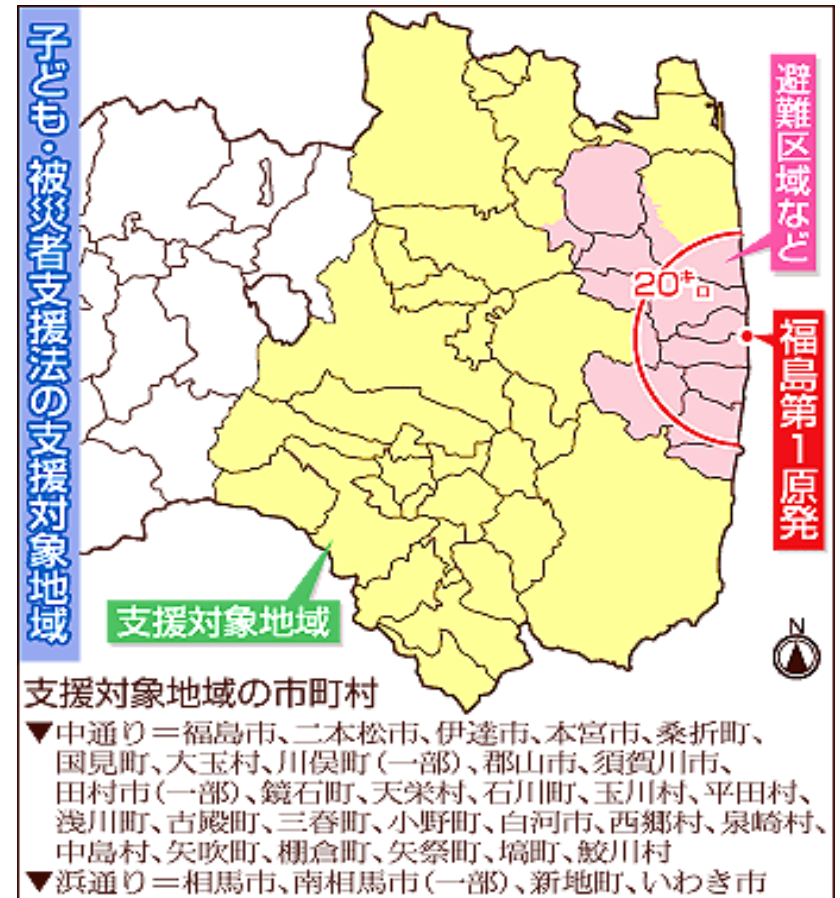
避難する必要のある状況ではない

6月25日付け規制庁文書が言っていること

20mSv > 避難指示解除準備区域 > 支援対象地域

しかし子ども・被災者支援法の
支援対象地域の定義は
「一定の線量以上20mSv以下」

20ミリを下回っているから
「避難する状況にない」は
子ども・被災者支援法に矛盾



原子力規制委員会

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」

(平成25年11月20日)

「国は、帰還の選択をするか否かに関わらず、個人の選択を尊重しなければならない」

「避難指示区域外に居住する住民や自主的に避難している住民も、避難指示に基づいて避難している住民と同様に(中略)対応を講じることが必要である」

ICRP文書の引用間違い？

ICRPは、「長期的な目標として、年間1～20ミリシーベルトの線量域の下方部分から選択すべきであるとしている。」

？

実際は・・・

汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリーの被ばく状況の管理のためにPublication 103 (ICRP, 2007)で勧告された1～20 mSv のバンドの下方部分から選択すべきである。過去の経験は、長期の事故後の状況における最適化プロセスを拘束するために用いられる代表的な値は1 mSv／年であることを示している。

The logo for the International Commission on Radiological Protection (ICRP). It features the acronym "ICRP" in large, bold, white capital letters on a solid orange rectangular background. To the left of the text, there are two thin, white, curved lines that sweep upwards from the bottom left towards the top left. Below the acronym, the text "Publication 111" is written in a smaller, white, italicized font.

ICRP

Publication 111